

## 損害賠償請求事件に関する 和解について

平成22年8月27日開催の第4回高山市議会臨時会で、損害賠償請求事件(原告/新興自動車株式会社、被告/高山市)に関する和解条項(案)の受諾について議決をいただきました。その内容は、高山市が原告に対して1億1900万円を支払うことで裁判の早期解決を図るものです。今回の一連の経過などについてご説明いたします。

### 経過説明の概要

- ・水路付替の申請書に町内会長の同意書の添付がないことによる市の拒否処分
- ・行政訴訟(市の処分に対する取消訴訟)の提起→市の敗訴
- ・損害賠償請求訴訟の提起→裁判所からの和解(案)の提示、受諾
- ・お詫びと今後に向けて

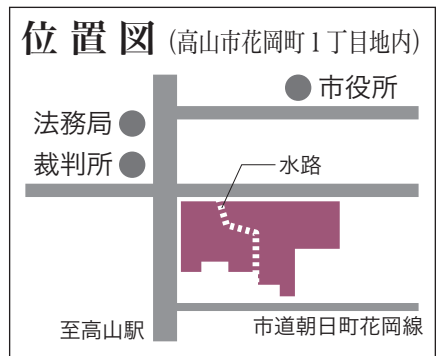
### 許認可等拒否処分

平成18年8月、原告は位置図に示す自社敷地内を横断する水路(市管理の法定外公共物)を付替したいとする自費工事施行許可申請書を市に提出されましたが、市は町内会長の同意書の添付がなかった

ことから申請を拒否処分としました。

法定外公共物は平成17年度から地方分権一括法により国から市に移管されており、市は、それまで岐阜県が定めていた「法定外公共物用途廃止の手引」と同様の手続きを市の条例等で位置づけ、県内の他市と同様に地元の利害を代表する者として町内会長の同意書の添付を全てのケースで求めていました。

原告の説明に対して地元町内会は、水路の付替による溢水などの発生を懸念し同意に至っていないなかで、開発事業者から地上14階建て高さ約42mの高層マンション開発構想が発表されたことで、地元



られなくなつたものです。市では原告に町内会長の同意を得ていただくよう申し上げましたが、同意が得られなかったことから、今回に限って従前の取り扱いを否定し、認めることはできず拒否せざるを得なかったものです。

### 行政訴訟

これに対して、平成18年12月に原告から拒否処分の取り消しを求める行政訴訟が提起されました。平成19年10月に岐阜地方裁判所から、「本件町内会長が利害関係者にあたる」と解することはできず、同意書がないことを理由に拒否した決定は違法である」として、当該拒否処分の決定を取り消す判決が言い渡されましたが、市としてはこの判決を受

け入れると、地域住民と連携して良好な地域社会、環境づくりを目指す市政の遂行に与える影響が大きいと判断し、市議会議員全員一致の議決を得て、名古屋高等裁判所に控訴いたしました。平成20年6月の高裁判決は控訴を棄却するとするものでしたが、「全般論として利害関係者の同意書の添付を求めることは有意義なことである。ただし訓示規定(違反しても法的効力に影響のない規定)として求めるのが相当であり、同意書が添付されないことを理由に拒否した決定は違法である。また事案判決として、町内会長は利害関係者に該当するとは認められない」とするものでした。

市としては、訓示規定とはいえ利害関係者の同意を求めるとの合理性が認められたことから最高裁への上告は行わないこととし、その方針を地元町内会や原告に対して説明してきました。

### 損害賠償請求

その後、平成20年12月に原告から損害賠償請求の訴訟が提起されました。趣旨拡張の